

平成24年2月3日(18:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
 室長補佐 島村 力夫(内線2898)  
 救助係員 石井 洋之(内線2819)  
 (代表電話)03(5253)1111  
 (直通電話)03(3595)2614

今冬期の大雪にかかる災害救助法の適用について  
(第7報)

1 災害の概要

青森県及び新潟県、長野県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、青森県及び新潟県、長野県は災害救助法の適用を決定した。

なお、第3報までの降雪による災害救助法の適用と第4報の適用災害は同一のものとする。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】			
上越市 (じょうえいし)	1月14日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
妙高市 (みょうこうし)	〃		
長岡市 (ながおかし)	1月28日		
柏崎市 (かしわざきし)	〃		
十日町市 (とおかまちし)	〃		
糸魚川市 (いといがわし)	〃		
南魚沼市 (みなみうおぬまし)	1月31日		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】			
※小千谷市 (おぢやし)	2月3日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
※魚沼市 (うおぬまし)	"		
※湯沢町 (ゆざわまち)	"		
※津南町 (つなんまち)	"		
【青森県】			
むつ市 (むつし)	2月1日		
横浜町 (よこはままち)	"		
【長野県】			
小谷村 (おとうむら)	2月1日		
信濃町 (しなのまち)	"		
栄村 (さかえむら)	"		
飯山市 (いいやまし)	"		
野沢温泉村 (のざわおんせんむら)	"		

〈注〉 ※は今回適用分

## 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、障害物の除去 等